

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）（抄）

第 3 章 郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会

第 2 節 郵政民営化委員会

（設置）

第 18 条 本部に、郵政民営化委員会（以下「民営化委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 19 条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 3 年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。
 - 二 第 33 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 62 条第 3 項、第 63 条第 2 項、第 78 条第 2 項、第 93 条第 2 項、第 112 条第 3 項、第 116 条第 4 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項、第 140 条第 2 項、第 144 条第 4 項、第 147 条第 2 項又は第 149 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。
 - 三 前 2 号に掲げるもののほか、郵政民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 民営化委員会は、この法律の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
 - 3 本部長又は関係各大臣は、第 1 項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

（組織）

第 20 条 民営化委員会は、委員 5 人をもって組織する。

（委員）

第 21 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第 22 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員長）

第 23 条 民営化委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、民営化委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第24条 民営化委員会の事務を処理させるため、民営化委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置き、内閣総理大臣が任命する。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(資料の提出その他の協力の要請)

第25条 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第3節 雑則

(設置期限等)

第26条 本部(民営化委員会を含む。次条において同じ。)は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

- 2 平成29年9月30日において民営化委員会の委員である者の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(主任の大臣)

第27条 本部に係る事項については、内閣法(昭和22年法律第5号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第189条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に関し必要な事項、この法律の適用がある場合における公社法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替え、承継会社等の設立並びに公社の解散及び業務等の承継に関し必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第 3 章第 2 節及び第 4 章（第 32 条を除く。）の規定 平成 18 年 4 月 1 日

郵政民営化委員会の権限一覧(郵政民営化法第19条第2号、第4号関連)

条	項	主務大臣の行為	委員会の関与
33	1	国際貨物運送に関する事業を行うことを目的とする公社子会社の委託を受けて国際貨物運送に関する事業に係る国内貨物運送等の業務を行うことの認可 国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする会社への出資の認可 、の認可に条件を付した場合の当該条件の変更	意見の陳述
33	2	国際貨物運送に関する事業と同種の業務を営む事業者への配慮義務違反、法令違反等に対する命令	通知の受理
50	2	日本郵政株式会社に対する監督上必要な命令(準備期間におけるもの)	通知の受理
62	3	郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合の日本郵政株式会社の届出の受理	通知の受理
63	2	日本郵政株式会社に対する監督上必要な命令(移行期間におけるもの)	通知の受理
76		郵便事業株式会社の新規業務の認可	意見の陳述
78	2	郵便事業株式会社に対する監督上必要な命令	通知の受理
91		郵便局の設置基準を定める総務省令の制定又は改廃	意見の陳述
93	2	郵便局株式会社の新規業務の届出の受理 郵便局株式会社に対する監督上必要な命令	通知の受理
105	2	郵便貯金銀行に対する特例規定の適用をしない旨の決定	意見の陳述
110	5	郵便貯金銀行の新規業務の認可	意見の陳述
111	5	郵便貯金銀行が子会社対象金融機関等を子会社とすることの認可	意見の陳述
112	3	郵便貯金銀行の支店その他の営業所の設置等の届出の受理	通知の受理
113	8	郵便貯金銀行を当事者とする合併の認可 郵便貯金銀行を当事者とする会社分割の認可 郵便貯金銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可	意見の陳述
115	3	銀行業の廃止に係る定款の変更決議又は解散決議の認可	意見の陳述
116	4	郵便貯金銀行の業務報告書等の受理	通知の受理
119	2	郵便貯金銀行に対する監督上必要な命令	通知の受理
120	2	郵便貯金銀行の商号の変更・資本金の額の増減等の届出の受理	通知の受理
121	3	郵便貯金銀行に関する認可に付した条件の変更	意見の陳述
123		郵便貯金銀行に関する政省令の制定又は改廃	意見の陳述
135	2	郵便保険会社に対する特例規定の適用をしない旨の決定	意見の陳述
138	5	郵便保険会社の新規業務等の認可	意見の陳述
139	5	郵便保険会社が子会社対象会社を子会社とすることの認可	意見の陳述
140	2	郵便保険会社の支店その他の事務所の設置等の届出の受理	通知の受理
141	10	保険契約の移転の認可 郵便保険会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可 郵便保険会社を当事者とする合併の認可 郵便保険会社を当事者とする会社分割の認可	意見の陳述
142	3	保険業の廃止に係る定款の変更決議又は解散決議の認可	意見の陳述
144	4	郵便保険会社の業務報告書等の受理	通知の受理
147	2	郵便保険会社に対する監督上必要な命令	通知の受理
149	2	郵便保険会社の商号の変更・資本金の額の増減等の届出の受理	通知の受理
150	3	郵便保険会社に関する認可に付した条件の変更	意見の陳述
151		郵便保険会社に関する政省令の制定又は改廃	意見の陳述
163	5	実施計画(実施計画の変更を含む。)の認可	意見の陳述

郵政民営化委員会令（平成 18 年政令第 143 号）

（議事）

第 1 条 郵政民営化委員会（以下「委員会」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局長）

第 2 条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第 3 条 委員会の事務局に、事務局次長 2 人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第 4 条 委員会の事務局に、参事官 4 人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第 5 条 前 3 条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣総理大臣が定める。

（委員会の運営）

第 6 条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（第 2 条以下 略）